

令和5年8月10日

美濃加茂市政記者クラブ 各位

美濃加茂市経営企画部
キャリアサポート課

美濃加茂市職員の懲戒処分等の公表について

令和5年8月4日付で、次のとおり職員3名に対して懲戒処分等を行いましたので、公表します。

1. 保育所等給食費負担軽減事業費補助金に係る不適正事務処理事案（令和5年6月29日公表）に対する処分等

1	被処分者	健康こども部 係長 30代
	処分内容	戒告
	処分理由	令和4年度に国から交付された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」（以下「臨時交付金」という。）を財源として実施した「美濃加茂市保育所等給食費負担軽減事業費補助金」について、臨時交付金を活用して行う間接補助事業の実施にあたって交付要件等の確認を怠り、担当者として臨時交付金制度を理解して行うべき適切な指示及び確認を行わなかった。 そのことにより、補助対象者への補助金交付の完了が遅れ、臨時交付金の交付対象外となり、一般財源での対応を招いた。
	根拠規定等	地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号 美濃加茂市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）
	処分年月日	令和5年8月4日
2	被処分者	市民福祉部 部長（令和4年度健康こども部課長）50代
	処分内容	戒告
	処分理由	令和4年度に国から交付された臨時交付金を財源として実施した「美濃加茂市保育所等給食費負担軽減事業費補助金」について、臨時交付金を活用して行う間接補助事業の実施にあたって、監督者として臨時交付金制度に即した事業の実施となるよう適切な助言と指導を行わなかった。 そのことにより、補助対象者への補助金交付の完了が遅れ、臨時交付金の交付対象外となり、一般財源での対応を招いた。
	根拠規定等	地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号 美濃加茂市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）
	処分年月日	令和5年8月4日

3	被措置者	市民福祉部 主任主査 (令和4年度健康こども部 主任主査) 30代
	措置内容	嚴重注意
	措置理由	令和4年度に国から交付された臨時交付金を財源として実施した「美濃加茂市保育所等給食費負担軽減事業費補助金」について、臨時交付金を活用して行う間接補助事業の実施にあたって交付要件等の確認を怠ったことにより、誤った制度で事業を実施することとなり、補助対象者に対する補助金交付の完了が遅れた。 そのことにより臨時交付金の交付対象外となり、一般財源での対応を招いた。
	根拠規定等	地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止） 指導監督上の措置
	措置年月日	令和5年8月4日

2. 市長コメント

この度の再三にわたる事務処理のけ怠及び不適正事務処理により、市民の皆様への行政に対する信頼を大きく裏切ってしまいましたことに対し、市役所を代表して心よりお詫びを申し上げます。

今回の事案を含め、第三者の視点を取り入れた原因の追究、再発防止と今後の事務の在り方について検証を行ってまいります。

組織としてこの教訓を全職員で共有し、再発防止を図り、職員一丸となって市民の皆様への信頼回復に全力で取り組んでまいります。

令和5年8月10日 美濃加茂市長 藤井 浩人

【お問い合わせ先】

美濃加茂市経営企画部キャリアサポート課

課長 佐合芳文

電話：0574-25-2111